

かほく市特産品ブランド認証制度の概要

1. 認証制度の目的

- 市内で生産・製造された農林畜水産物又は加工品を「市特産品ブランド」として認証し、広く情報を発信するとともに、生産・販売の促進及び本市のイメージアップの向上を目的とします。

2. 申請対象者

- 1) 本市内に主たる事業所又は住所を有している生産者、事業者
- 2) 農林畜水産物の場合は、同業者で組織される法人又は団体(例:生産組合)
- 3) 市外の者であっても、本制度の目的を理解し、持続的にブランド推進できる者

3. 申請対象産品

- 1) 一般消費者が購入可能な商品であること
- 2) 市内で生産された農林畜水産物または、それらを原材料とした加工品
- 3) 市内で製造または、加工された工業製品
- 4) 販売開始から**6箇月以上の販売実績**があるもの
- 5) 市ブランド化推進農産物6品目と特産品等開発支援事業補助金の交付決定を受けた商品については、当該事業者の承諾を得て認証する(販売実績規定は対象外)

4. 申請方法

- 募集については、認証の申請を**毎年1回**、期間を定めて募集する

5. 認証基準

1) 関連性

- 市のイメージアップにつながるもの
- 名称、意匠、製品の材料及び素材が、本市にかかわりのあるもの
- 歴史・伝統・風土などの背景があるなど、市にゆかりのあるもの

2) 品質・価格

- 品質に見合った価格設定がされている
- パッケージデザインにこだわりがあるなど外見に優れている
- 知的財産権の取得によって保護が図られている

3) 信頼性・安全性

- 一定の品質を保持できる
- 継続的な生産手段・販売手段が確立されている
- 生産や販売に関する法令が遵守され、衛生面に細心の留意をしている

6. 審査の方法

- 1) 市が委嘱した「認証委員会委員」による審査会を実施し、認証審査基準に基づき審査を行う。

7. 認証の決定・期間

- 1) 審査の結果、適正であると認められたときは、市長からブランド認証書が授与される
- 2) 認証の有効期間は3年として、その後も再審査の上問題ない限り継続認証とする。

8. 認証品のメリット

- 1) 認証ロゴマークを表示することができ、市の信頼できる優れた特産品であることをPRして販売することができる
- 2) 市及び市観光物産協会のホームページにおいてブランド認証品を紹介する
- 3) ブランド認証品を紹介するパンフレットを作成しPRする

- 4) ふるさと納税の返礼品として活用する
- 5) 市及び市関連団体が主催又は参加する物産展等においてブランド認証品を特にPRする
- 6) 市及び市関連団体の業務に用いる物品にブランド認証品を優先的に使用する

9. 認証ロゴマークについて

- 1) 認証業者に認証ロゴマーク原版を提供する
- 2) 初回認定時に市が作成する認証ロゴマークシールを 1,000 枚無償で配布する。追加で必要な場合は、認証者が市から購入する（シールサイズは、2 cm角・4 cm角の 2 種類）
- 3) 認証マークの印刷表示に要する費用は、認証業者の負担とする

10. その他

※別途 名刺サイズのしおりを作成して、かほく市ブランド認証制度の周知と、QR コード等により市観光物産協会等の特設ホームページにリンクし、市観光情報やブランド認証商品の紹介を行う